

# みんなでも考えよう、未来のふるさとづくり

## 合併特例法・住民発議・合併協議会ってなに？

合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律）は、昭和40年に10ヶ年の時限立法として制定されました。その後、昭和50年、60年、平成7年にそれぞれ期限が延長されて、現在の法律の有効期限は平成17年3月31日となっています。

この法律をはじめとして、市町村合併支援プランなど市町村の自主的な合併を促



住民から市町村合併の提案ができるように、有権者の50分の1以上の署名で合併協議会の設置を市町村長に請求できる「住民発議制度」が設けられました。

### 合併の協議や準備に関する支援

#### 住民発議により合併協議会設置の直接請求ができます。

住民から市町村合併の提案ができるように、有権者の50分の1以上の署名で合併協議会の設置を市町村長に請求できる「住民発議制度」が設けられました。

### 合併後の市町村に対する支援

#### 普通交付税の合併算定替が認められています。

合併をすると、スケール

協議についての付議が義務付けられました。

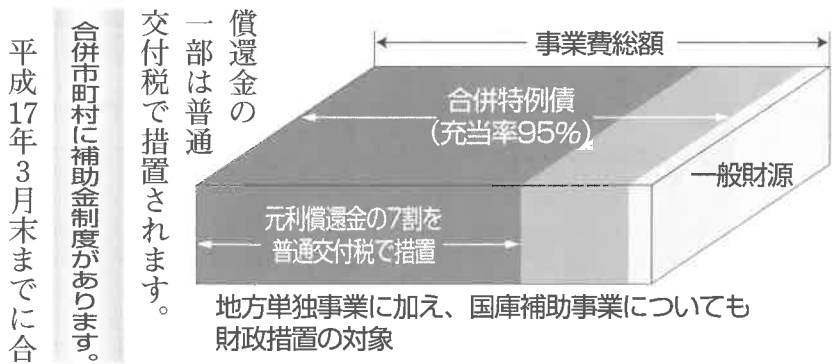
また、議会で否決された場合でも住民投票で過半数の賛成で設置することができます。

#### 合併準備経費に対する財政措置があります。

合併協議会への負担金や啓発事業など合併準備経費に対して特別交付税が交付されるほか、法定合併協議会の構成市町村を対象に、市町村建設計画の作成やそのための準備に要する経費が補助されます。

メリットにより人件費等の経常経費など様々な経費を節減できますが、合併後直ちに節減できるものではありません。そのため、合併後10ヶ年は合併しなかった場合として算出した普通交付税額が全額保証され、その後5ヶ年で段階的に縮減されます。

合併特例債が認められています。



## 上郡町の将来を考えよう



上郡町長 福井 一則

地方分権の推進、少子高齢化、厳しさを増す財政状況などの中で、広域的な課題と行財政基盤の充実を図

るための手段として、「市町合併」が選択肢の一つにあげられております。県下でも、合併特例法の期限が迫る中、合併の動きが活発化しておりますが、住民の皆さんにとって「21世紀の夢と活力のある住みよい地域社会はどうあるべ

#### 地方税の不均一課税を解消することができます。

併した市町村に対し、合併に伴って市町村が実施する市町村計画に位置付けられた事業に対し、合併後3ヶ年補助されます。

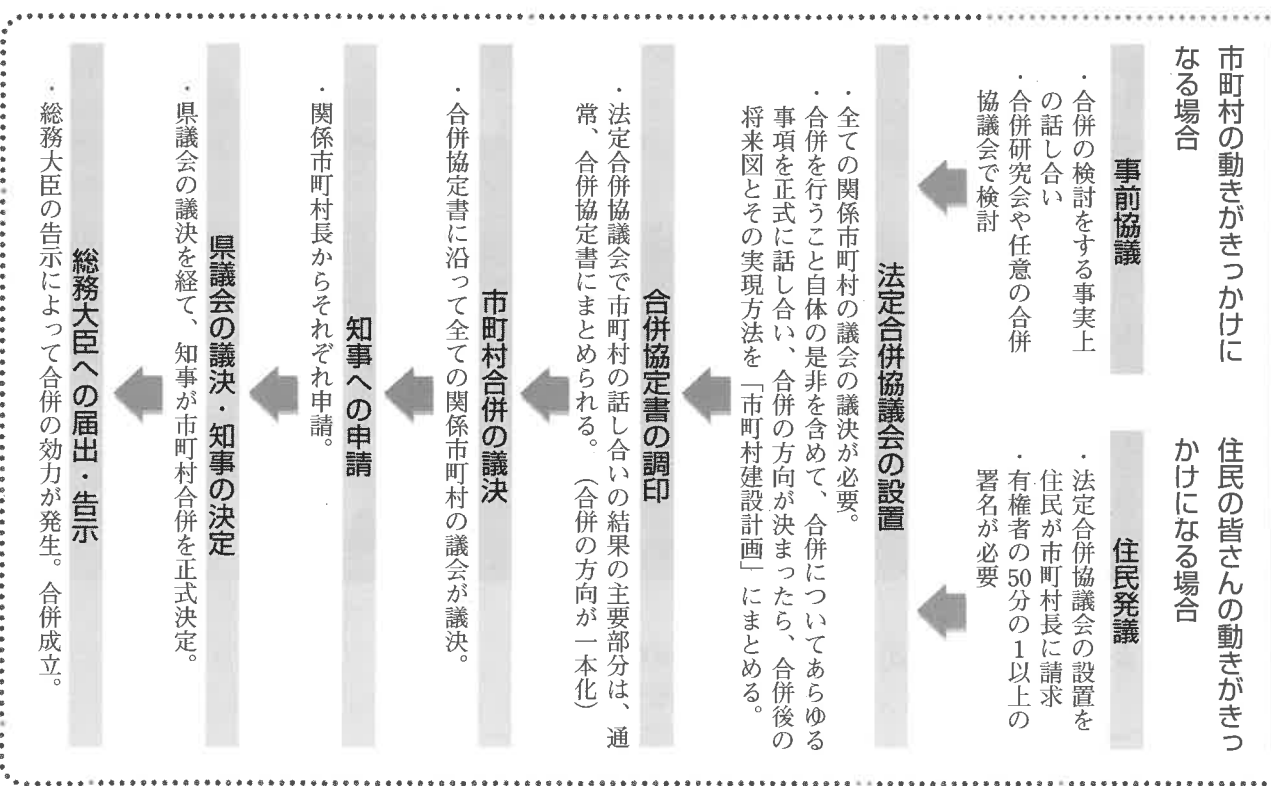
合併市町村の間に地方税の賦課に関する著しい不均衡が生じる事があります。そのため合併市町村の全区域にわたって均一課税をすることが著しくバランスを欠くと認められた場合、合併した年度とこれに続く5ヶ年に限り、課税をしな

いかに不均一の課税をすることができません。合併市町村の間に地方税の賦課に関する著しい不均衡が生じる事があります。そのため合併市町村の全区域にわたって均一課税をすることが著しくバランスを欠くと認められた場合、合併した年度とこれに続く5ヶ年に限り、課税をしな

きか」を念頭において合併の議論を深めていき、自主的な判断をする大切なときであります。

将来に禍根を残さないためにも、30年、50年先を見据えて、上郡町をどのような姿で未来につなげていくのか、住民の皆さんと共に考え、この問題に取り組んでいきたいと思います。

## 市町村合併はどのように行われるの



### 議員定数、在任期間の特例があります。

合併後の選挙で議員定数の2倍まで定数を増やしたり、合併前の議員が引き続き2年を越えない期間で在任することができる特例措置が認められています。

### 議員の年金に関する特例があります。

市町村の合併がなかった場合、退職年金の受給資格（在職12年）を満たすこととなる議員も、年金を受け取ることができません。



【法定合併協議会】関係市町村の議会の議員、市町長、職員、学識経験者らから選任された委員によって、合併の是非、市町村計画の作成やその他合併に関する協議を行うため、議会の議決を経て設置されるもの。

【地域審議会】合併前の市町村の区域ごとに審議会を設置し、合併後の新しい市町村長に対して意見を述べることができ、これは、合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現することを目的としたものです。

「市町合併」についてのご意見ご要望などは上郡町役場企画管理課までお問い合わせください。 ☎52-1112

総務省「合併相談コーナー」総務省自治行政局行政体制整備室 <http://www.mha.go.jp/gapei/>